

川崎市立井田病院ハラスメント防止対策委員会設置要綱

[令和2年7月31日 2川井病庶第675号]

(目的)

第1条 この要綱は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）、事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成28年厚生労働省告示第312号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成21年厚生労働省告示第509号）を踏まえ、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び対策を講じることを目的として設置する川崎市立井田病院ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) ハラスメント相談窓口の設置及び周知に関すること。
- (2) ハラスメント相談員の選任及び相談体制の整備に関すること。
- (3) ハラスメントの事実関係の調査に関すること。
- (4) 行為者及び相談者に対する措置に関すること。
- (5) ハラスメントの防止及び職員の啓発に関する研修に関すること。
- (6) 病院事業管理者に対する必要な事項の報告に関すること。
- (7) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のほか委員会が選任した相談員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長兼看護部長
- (3) 事務局長
- (4) 産業医
- (5) 医療安全管理室担当課長
- (6) 服務相談員

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、病院長をもって充てる。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

5 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員等)

第5条 ハラスメントに関する相談を円滑に処理するため、相談窓口を設け、相談者への対応を行う相談員を置く。

2 相談窓口は、サービス相談員とする。

3 相談員は、次に掲げる者のうち事案毎に委員会が2人以上を選任する。

(1) 主任相談員 病院長

(2) 相談員

ア 部長級職員 副院長、事務局長、薬剤部長

イ 関係職員 産業医、サービス相談員、医療安全管理室担当課長

ウ 教育担当管理職 副看護部長、副薬剤部長、リハビリテーション技術科長、放射線技術科長、臨床検査科長、食養科長、地域医療部担当課長

エ その他 事案に関係する者のうち委員会が相応しいと認めた者

4 委員会は、相談者が希望する性別の相談員を選任するよう努めるものとする。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、第2条に掲げる事項について審議し、決定する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議事録の保存)

第8条 委員会の議事録は、これを5年間保存しなければならない。

(守秘義務及びプライバシーの保護)

第9条 委員会は、その処理に当たって、知り得た秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーの保護に十分努めなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本院事務局庶務課において処理をする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。